

「代理店の設置等に関する基本要領」 中一部改正

○ 5. (1) イ、(イ) を横線のとおり改める。

(イ) 自己資本の充実

- a. 当該金融機関につき、法令により定められた自己資本に関する水準（連結および単体の自己資本比率、資本バッファ比率ならびに、レバレッジ比率ならびに当該金融機関が銀行または農林中央金庫である場合にはレバレッジ・バッファ比率のうち、法令により適用を受ける規制にかかるものをいう。以下 (イ) において同じ。）を満たすこと。
- b. 略（不変）
- c. 当該金融機関が外国連結親会社（当該金融機関を連結子会社とする外国法人であって、その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル I」という。）、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル II」という。）または「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル III」という。）に基づき定められた規制の適用を受けるものをいう。以下同じ。）を有する場合には、a. および b. に加え、当該外国連結親会社につき、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III に基づきその母国において定められた規制のうち、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III のうち、当該外国連結親会社が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制または、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国

の法令により定められた水準を満たすこと。

- d. a. から c. までにおいて、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、当該比率について a.、b. または c. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。
- e. 略（不変）
- f. 略（不変）

○ 5. (1) ロ、(イ) a. を横線のとおり改める。

- a. 同庫が、法令により定められた自己資本に関する水準（連結および単体の自己資本比率、資本バッファ比率、レバレッジ比率ならびにレバレッジ・バッファ比率のうち、法令により適用を受ける規制にかかるものをいう。）以上を目標とし、自己資本の充実に努めていること。

○ 5. (1) ハ、(イ) を横線のとおり改める。

(イ) 自己資本の充実

- a. その母国においてバーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該外国銀行が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III のうち、当該外国銀行が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国銀行の母国の法令により資本バッファ規制または、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。
- b. 略（不変）
- c. 当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合には、a. または b. に

加え、当該外国連結親会社につき、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III に基づきその母国において定められた規制のうち、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III のうち、当該外国連結親会社が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制または、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

d. a. から c. までにおいて、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、当該比率について a.、b. または c. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。

e. 略（不変）